

令和2年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

鳥取県西部総合事務所福祉保健局 福祉企画課

令和3年3月

目次

1 令和2年度の実地指導等の結果及び運営に関する留意事項について

(1) 実地指導の実施状況

(2) 実地指導の結果

資料1-1 令和2年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況一覧

資料1-2 令和2年度指定障害児通所支援事業者等指導監査実施状況一覧

(3) 主な指摘事項

(4) その他留意事項

資料1-3 障害福祉サービス事業等の適正な運営について

2 各種届出に関する注意事項について

(1) 変更の届出

(2) 介護給付費等の請求に関する変更の場合

(3) 廃止・休止届、再開届

資料2 指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について

(4) 各種書類のダウンロードについて

3 新型コロナウイルス対策について

資料3-1 感染予防・感染拡大防止ガイドライン

資料3-2 新型コロナウイルス感染症対策動画

資料3-3 陽性者発生時の調査等の流れ

資料3-4 感染防止対策に係るアンケート結果とりまとめ(入所・入居系施設)

4 その他連絡事項

(1) 令和3年度報酬改定について

(2) 令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて

(3) 障害福祉サービス情報公表制度について

1 令和2年度の実地指導等の結果及び運営に関する留意事項について

実地指導は、よりよいサービスの提供を行っていただくことを目的として行っており、改善が必要な事項に対する指導やよりよい支援等を促す助言等について、根拠規定や趣旨や目的等について説明を行いながら事業者等との共通認識が得られるよう取り組んでいるところです。

次のとおり、今年度の実施状況及び指摘事項等をお知らせしますので、参考にしてください。

(1) 実地指導の実施状況

- ・実施期間: 令和2年9月から12月
- ・実施事業所数: 27事業所

(2) 実地指導の結果

- ・文書指摘を行った事業所: 19事業所
- ・口頭指摘のみの事業所: 2事業所
- ・指摘なしの事業所: 4事業所
- ・指摘内容及び改善状況一覧: [資料1-1](#) [資料1-2](#)

(3) 主な指摘事項

今年度、指摘が多かった項目は次のとおりです。改善方法を記載していますので確認をしてください。

文書指摘事項の主な項目（集計）

項目	主な内容	R2年度	R元年度	30年度
一般原則	虐待防止研修未実施	3	13	0
従業者の員数	基準人員の未配置	4	2	1
設備	設備の不備	0	2	0
内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の記載内容の不備	0	3	0
契約支給量の報告	契約時の市町村への支給量報告を行っていない	7	10	14
サービスの提供の記録	利用者確認の不備	1	6	6
利用者負担額等の受領	預り金の管理が不適切、領収書の未交付	1	4	0
給付費等の額に係る通知等	法定代理受領通知未発行	1	7	2
計画の作成	検討会議記録の不備、手順に従った処理がされていない	7	15	23
管理者の責務	管理者の運営管理ができていない	1	0	0
工賃の支払・賃金	工賃・賃金の過払い	3	10	0
運営規程	運営実態と異なっている、必要事項の記載不備	0	9	11
勤務体制の確保等	兼務職員の事業ごとの勤怠管理をしていない	12	27	10
非常災害対策	非常災害対策計画の不備、転倒防止対策未実施	6	20	10
掲示	運営規程、重要事項説明書等の掲示なし	0	15	9
秘密保持	従業員誓約書内容の不備、個人情報同意書の不備	1	11	7
会計の区分	事業ごとに会計を区分していない	0	6	21
就労会計の処理	就労会計基準に従った処理を行っていない	2	7	6
給付費の算定及び取扱い	加算等の要件を欠く請求	18	11	15
業務管理体制の整備	法令遵守責任者変更等の届出未提出	4	3	0
指定の変更の申請等	変更届未提出	4	0	0
実地指導事業所数		27	50	42

※ R2年度は現時点集計

●勤務体制の確保

事業所ごとの勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしてください。

(実地指導での事例)

- ・勤務表が作成されていない。
- ・複数の事業所を兼務している従業者の勤務時間が事業所ごとに管理されていない。

(改善方法)

- ・各事業所における月ごとの勤務予定表を作成し、出退勤の実績を記録する必要があります。
- ・職員の勤務状況の把握が不明瞭であると、人員基準違反状態や加算要件の不備につながりますので、特に事業を兼務する職員、職種を兼務する職員について、兼務別の勤務時間を管理するとともに、人員基準を満たしているか確認を行ってください。

●個別支援計画の作成等

個別支援計画の作成(見直し)は、基準に規定する一連の手順に沿ってサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が行ってください。

(実地指導での事例)

- ・計画原案の作成にあたり、サービス提供の担当者等を招集して会議を開催していない。会議記録がない。

(改善方法)

- ・個別支援計画の作成(見直し)において、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は計画原案を作成のうえ、サービスの提供にあたる担当者等に意見を求める必要があります。その過程を記録し、残すようにしてください。
- ・計画作成の業務は、適切に実施していなければ、場合によっては減算対象となります。適切に作成していることを説明できるよう、必要な記録を残すようにしてください。

●非常災害対策〔令和2年度実地指導重点項目〕

- ・消防計画及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画について、国の通知に示された項目及び内容を盛り込んだ内容としてください。
- ・定期的に避難、救出その他必要訓練を実施し、実施状況を記録してください。

(実地指導での事例)

- ・非常災害計画の内容について、国の通知に示された項目及び内容が盛り込まれていない。
- ・従たる事業所等を追加した場合に、計画を変更していない。

(改善方法)

計画は実際に災害が起こった際に利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要です。厚生労働省の通知にある記載すべき具体的な項目を盛り込み、各事業所の状況や地域の実情を踏まえた内容としてください。

また、定期的に避難訓練を実施し、実施したことが確認できるよう、実施日・参加者・実施状況等の記録を残してください。

●虐待の防止のための取り組み〔令和2年度実地指導重点項目〕

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなどの必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じてください。

また、令和3年度の法令改正により、虐待の防止の発生又はその再発を防止するための検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ることが義務化(令和3年度末までは経過措置)されますので、あわせて虐待防止のための体制整備を行うようにしてください。

(実地指導での事例)

- ・虐待防止等のための研修が行われていなかった。
- ・虐待防止責任者の選任を行っておらず、虐待防止のための体制整備が不十分であった。

(改善方法)

- ・従業者に対して定期的に虐待防止の研修を実施してください。参加できなかった従業者に対しても、周知を行うようにし、実施状況を記録してください。
- ・また、虐待(の兆候)がないか等職員の自己点検について、虐待防止チェックリスト等を活用するなど取り組みを行ってください。

※参考資料:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)(令和2年6月)」

【ホームページ掲載箇所:厚生労働省ホームページ・障害者虐待防止法関係】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuchi.html

●施設外就労・施設外支援〔就労系サービス〕

施設外就労・施設外支援を行う場合は、国通知(就労移行支援、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について)に定める各事項を確実に実施してください。

(実地指導での事例)

- ・施設外就労・施設外支援の実施について、個別支援計画に位置付けられていない。
(施設外就労)
- ・施設外就労の実施状況について、利用者、同行者、実施場所等の記録がなく実施状況が確認できない。
- ・訓練目標に対する月2回の達成度の評価等を行っていない。
- ・施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結していない。

(改善方法)

サービスの提供は、指定を受けた事業所内で行うことが原則ですが、施設外就労・施設外支援については、通知に定める要件を全て満たす場合のみ、基本報酬や加算(※)を算定することが可能です。

※施設外就労加算は、令和3年度報酬改定で廃止予定。

- ・事業所及び施設外就労を行うユニットごとの各利用者数、各同行支援員の配置等を明確にし、記録として残すようにしてください。
- ・月の利用日数のうち、最低2日は個別支援計画に定める訓練目標に対する達成度の評価等を行い、記録を残してください。

〔給付請求関係〕

●各種加算の算定

各種加算を算定する場合、算定要件を十分確認してください。また、各加算の根拠となる算定要件として記録の作成が求められるものについては、適切に記録を作成してください。

また、届け出た体制に変更がある場合は、速やかに変更に係る届出を行ってください。

〔特に不備が多かった加算〕

○欠席時対応加算

利用者が急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定可能。

(実地指導での事例)

- ・支援記録に利用を中止した旨の記録をしているが、利用者の状況や相談援助の内容を記録していなかった。

(改善方法)

- ・利用者からの利用中止の連絡があった日や、当該利用者の状況及び実施した相談援助の内容を漏れなく記録してください。

○送迎加算

居宅等と事業所・施設との間の送迎を行った場合に算定可能。送迎加算Ⅰの場合、①1回の送迎につき平均10人以上(定員20人未満の事業所は、定員の100分の50以上)が利用し、かつ②週3回以上の送迎を実施している場合に算定可能。

(実地指導での事例)

- ・②は満たしていたが、①の要件を満たしていない月においても送迎加算Ⅰを算定していた。

(改善方法)

- ・請求時においては、要件を満たしているかどうか、各月ごとの実績を確認してください。継続して要件を満たさない状況が続く場合は、速やかに変更届け出を提出してください。

(4)その他

今年度の主な指摘事項は上記のとおりですが、実地指導以外の場面においても、様々な意見や苦情が寄せられています。

先日、資料1-3のとおり、運営法人宛てに通知をしているところですので、サービスの提供及び運営に関して今一度点検をお願いします。

なお、自己点検表をホームページ上に掲載していますので、定期的に点検を行う等ぜひ活用してください。

【ホームページ掲載箇所】

○障害福祉サービス事業者

とりネット>障がい福祉課>ホームページ左側「その他」>指定事業所等について>指導監査関係

<https://www.pref.tottori.lg.jp/256708.htm>

○障害児通所支援事業者

とりネット>子ども発達支援課>ホームページ左側「関係法令、通知(報酬・加算等)、指導監査」>指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査

<https://www.pref.tottori.lg.jp/101066.htm>

2 各種届出に係る注意事項について

(1) 変更の届出

事業所の名称、所在地、管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の氏名及び住所、平面図、運営規程等の変更届出事項に変更があった場合、**変更から10日以内**に所定の様式により変更内容を届け出てください。

(2) 介護給付費等の請求に関する変更の場合

①加算等を新たに算定する場合、又は、加算等の算定される単位数が増える場合

毎月15日までに届出があった場合は翌月から加算等の適用になりますが、16日以降の届出については翌々月からの適用になります。

②加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

加算等の単位数が減る(又は算定されなくなる)事実が発生した日から算定を行うことができません。この場合、速やかに変更届け出を提出してください。

(3) 廃止・休止届、再開届

事業を廃止、休止しようとするときは**1月前までに**、休止した事業を再開したときは再開から**10日以内**に「廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

なお、廃止・休止にあたっては、引き続きサービス提供を希望する者に対し、他の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う必要があります。届出の提出にあたっては、現利用者に対して責任ある対応を行ったことを確認しますので、下記事項を記載した書類をあわせて提出してください。

- ・現にサービスを受けている者に対する措置(措置の内容については、支援記録等で確認します)
 - ・現にサービスを受けている利用者の氏名、連絡先、受給者証番号、引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
 - ・引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、サービスを継続的に提供するほかの事業者の名称
- ※参考通知:指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について資料2

(4) 各種書類のダウンロードについて

届出事項の変更、加算の申請書類などの各様式は、県ホームページに掲載しています。提出にあたっては、最新の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

【ホームページ掲載箇所】

とりネット>西部総合事務所福祉保健局>ホームページ左側「事業者・資格」>各種手続き(申請・報告等)
>障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者の指定申請・実地指導等

<https://www.pref.tottori.lg.jp/72387.htm>

3 新型コロナウイルス対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

各事業所におかれては、新型コロナウイルス感染症をはじめ、日ごろから感染症予防対策を行っていただいているところですが、感染予防に取り組む際に役立つ資料を下記のとおり御案内しますので参考としてください。

① 新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン 資料3-1

高齢者施設におけるクラスター発生事案等を受けて、感染予防・感染拡大防止対策の徹底を図るため、障がい福祉施設等において日頃から行う感染予防対策の10のポイント等を整理しガイドラインとしたものです。

② 福祉施設等の職員を対象とした新型コロナウイルス感染症対策研修動画 資料3-2

鳥取県では、県内の感染管理認定看護師の御協力のもと、2テーマの研修動画を作成しましたので、積極的に視聴をしていただき、施設における感染症対策に活用してください。

【ホームページ掲載箇所】

とりネット>長寿社会課>新着情報>新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69603.htm>

③ 陽性者が発生した場合の調査の流れ 資料3-3

事業所の職員・利用者の感染が確認された場合の保健所施設調査の流れについて記載しています。感染が確認された場合、基本的にこの流れに沿って対応していただくことになります。

(2) 新型コロナウイルス感染症発生時等の業務継続計画(BCP)について

感染症又は非常災害の発生時においては、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供していただくことが重要になります。また、非常時の体制で早期の業務再開を図るためには、業務継続計画(BCP)を策定するなどし、平時からの準備・検討をしていただく必要があります。

策定に係る支援ツールを下記のとおり案内しますので、御活用ください。

なお、業務継続計画の策定については、令和3年度の関係法令改正により策定の義務付け(3年間の経過措置予定)が予定されています。

【厚生労働省作成資料】

○障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

○新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(ひな形)

【ホームページ掲載箇所:厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(3) アンケート結果のとりまとめ 資料3-4

各事業所にお願ひした下記アンケートの結果をとりまとめましたので、参考にしてください。

- ・入所・入居系施設における新型コロナウイルス感染防止対策に係るアンケート(令和2年12月実施)
- ・社会福祉施設等における検体採取についてのアンケート(令和3年2月実施)

～新型コロナウイルス対応に係る関係サイト～

◎新型コロナウイルス感染症特設サイト

【鳥取県】 <https://www.pref.tottori.lg.jp/290112.htm>

◎障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

4 その他連絡事項

(1) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和3年度の報酬改定に係る関係通知等の改正については、今後確定版が通知される予定ですが、現時点の改正案等の情報については、県庁障がい福祉課のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

なお、改正に伴い届出が必要な事項について、届出提出期限については、県庁障がい福祉課から法人宛てに連絡を行う予定ですので、連絡事項を確認いただき、届出漏れがないよう、注意してください。

【ホームページ掲載箇所】

とリネット>障がい福祉課>ホームページ左側「その他」>各種様式・マニュアル・通知>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1238760.htm>

(2) 令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて

来年度の福祉・介護職員処遇改善加算の申請における取扱いについて、届出様式を含め、関係通知等の改正について、今後確定版が通知される予定ですが、現時点の改正案等の情報については、県庁障がい福祉課のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

なお、申請書提出期限は、令和3年4月15日(木)です。

【ホームページ掲載箇所】

とリネット>障がい福祉課>ホームページ左側「その他」>指定事業所等について>福祉・介護職員処遇改善加算について

<https://www.pref.tottori.lg.jp/254604.htm>

(3) 障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月から、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、全ての指定障害福祉サービス事業者等に対して障害福祉サービスの内容等を報告することが義務付けられました。**令和3年度の報告については、下記のとおり報告をお願いします。**

(報告期間)

令和3年5月1日から令和3年7月31日まで

(報告方法)

「障害福祉サービス等情報公表システム」へログインし、「事業所詳細情報」の報告を行ってください。
ログインIDとパスワードは各事業者宛てに通知していますが、不明な場合は連絡をお願いします。